

平成24年度 第2回芦屋市立義務教育諸学校教科用図書採択協議会 会議録

日 時	平成24年7月12日（木） 15:30～16:40
場 所	北館2階 会議室4
出席者	委員長 上月 敏子 副委員長 長谷川 則光 委 員 目黒 強 菅原 淳也 田中 陽子 丹下 秀夫 事務局 北野 章 野間 靖雅
会議の公開	公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 資料説明

- 平成25年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等
- 平成24年度特別支援学級における一般図書と下学年本の使用状況
- 平成25年度使用教科用図書調査研究資料

(2) 調査研究専門員会の報告と質疑

- 平成25年度特別支援学級で使用する一般図書について

(3) 協議及び答申

- 平成25年度特別支援学級で使用する一般図書の採択について

2 資料提出

- 資料1 平成24年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会名簿
- 資料2 平成25年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針
- 資料3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等
- 資料4 平成24年度特別支援学級における一般図書と下学年本の使用状況
- 資料5 平成25年度使用教科用図書調査研究資料
- 資料6 一般図書見本

3 審議経過

上記の協議事項について、調査研究専門員より報告を受け、以下の質疑応答を行った。
(回答は調査研究専門員によるもの)

(菅原委員)

兵庫県では文科省が採択した約300冊の中から約170冊を選んでいるが、芦屋市でも同じようにできるだけたくさんの教科書が調査研究資料の中にある。児童生徒一人一人は障害の程度や様子が違うので、選べる選択肢が多いというのはとてもよい。

拡大教科書については、特別支援学級籍の児童生徒でなくても使用は可能か。

(東田調査研究専門員)

拡大教科書を使用するためには、通常の教科用図書では使用が難しいというような根拠や理由が必要である。誰でもというわけではない。

(目黒委員)

調査研究資料にある一般図書の数が、昨年度の174冊から今年度は169冊に減っているが全体のバランスを考えた時に、5冊減っても問題ないのか。

(北尾調査研究専門員)

5冊減っているが、それでも重なりがある。5冊減っても十分対応ができると考えている。

(上月委員)

文部科学省が出している☆印本について、例えば色弱の子どもたちに対して、色でわけたりするような配慮がされているのか。

(東田調査研究専門員)

色がはっきりしているし、蛍光色のような目にはっきりしたものもある。また、カラーユニバーサルデザインを取り入れ、いろいろな立場の児童生徒やいろいろな課題を持っている児童生徒にも対応できるようになっている。すごく柔らかいタッチの本もあれば、はっきりくっきりとしたコントラストの強い本もあり、問題がないと思う。

4 結論

- (1) 小学校用教科用図書は、平成24年度使用教科書と同じものを継続して使用する。
- (2) 中学校用教科用図書は、平成24年度使用教科書と同じものを継続して使用する。
- (3) 小中学校特別支援学級用教科用図書は、検定済教科書の他に下記の図書を採択する。
 - ① 特別支援学級での使用が認められている文部科学省著作の特別支援学校（小学部 中学部）用教科書〈国語・算数（数学）・音楽〉
 - ② 学校教育法附則第9条の規定による一般図書（別添、教科用図書調査研究資料に掲載する169冊）
 - ③ 拡大教科書

5 答申

委員長が上記の内容を記した答申書を市教育委員会に提出